

新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先

▶発熱などの症状がある方

☎東京都発熱相談センター ☎03-5320-4592または☎03-6258-5780 (いずれも24時間、土・日曜日、祝日を含む毎日) ☎多摩小平保健所 ☎042-450-3111 (平日午前9時～午後5時)

※かかりつけ医がいる方は、かかりつけ医に電話でご相談ください。

▶接触確認アプリ「COCOA」の接触通知を受けた方

☎東京都発熱相談センター COCOA専用ダイヤル(電話番号はCOCOAの通知でお知らせします。24時間、土・日曜日、祝日を含む毎日)
※アプリの最新情報は、厚生労働

省のホームページ(『厚生労働省 COCOA』で検索)をご確認ください。

▶新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口

☎東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター ☎0570-550571 (午前9時～午後10時、土・日曜日、祝日を含む毎日)

▶聴覚障害のある方などで電話での相談が難しい方

☎03-5388-1396

▶ワクチン接種後の症状が気になる方

☎東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター ☎03-6258-5802 (24時間、土・日曜日、祝日を含む毎日)

新型コロナウイルス感染症対策

◆自宅療養をする際の感染予防～8つのポイント～

感染予防は、基本的な対策の組み合わせをしっかりと行うことが重要です。同居の方、ご家族、周囲の方に感染を広げないため、感染予防8つのポイントを理解し、実践しましょう。

- ①部屋を分けましょう
- ②感染者の世話をする人はできるだけ限られた人にしましょう
- ③感染者・同居者はどちらも正しくマスクをつけましょう
- ④感染者・同居者はこまめに手を洗いましょう
- ⑤こまめに換気をしましょう
- ⑥手がよく触れる共用部分を掃除・消毒しましょう
- ⑦汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう
- ⑧ごみは密閉して捨てましょう

参考:「新型コロナウイルス感染症自宅療養者向けハンドブック(感染を拡げないために)自宅療養をする方へ 同居の方へ(第3

版)」(東京iCDC専門家ボード、令和4年1月)

◆マスクを正しく付けましょう

一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順です。マスクの性能や布の厚さなどによっても差が出ます。自分の顔にぴったりとマスクを密着させることが重要です。

◆自宅療養者などへの支援

新型コロナウイルス感染症陽性者で自宅療養などしている方を対象に、生活必需品の支援を実施しています。すでに東京都から支援を受けている方は除きます。

☎市内在住で新型コロナウイルス感染症の陽性者のうち、同居家族などによる支援を受けることが困難な方

☎健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076



詳しくはこちら

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の申請はお済みですか？

■住民税非課税世帯向け給付金

令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯10万円)の給付に関する申請を受け付けています。令和3年12月10日(基準日)に清瀬市に住民登録があり、対象となる方には申請書などを2月上旬から順次発送しています。まだ届いていない方はコールセンターまでお問い合わせください。【提出期限】令和4年5月9日(月)【提出方法】必要事項を記入し、同封の返信用封筒(切手不要)で返送【注意事項】12月10日前後に転出入届出を行った場合、届出日より確認書が届かない場合があります。その場合は、コールセンターにお問い合わせください。

■家計急変世帯向け給付金

令和3年1月から令和4年9月までの期間中に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、年間の総所得が非課税世帯と同等にあると認められる世帯の申請も受け付けています。詳しくは市報令和4年2月1日号3面や市ホームページをご覧ください。☎清瀬市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎0120-910-487 (土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後6時)

【詐欺に注意!】国や市の職員が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、受給にあたり手数料の振込みを求めることは絶対にありません!

「清瀬市事業継続支援金」の申請はお済みですか？

申請期限：令和4年2月28日(月)

市と清瀬商工会との連携により行っている「清瀬市事業継続支援金」(国の「月次支援金」または都の「東京都中小企業者等月次支援給付金」)の給付を受けた市内中小企業者等の申請を受け付けています。給付を希望される方で、まだ申請がお済みでない方は、期限内に申請をお願いします。必要書類など詳しくは、市または清瀬商工会ホームページをご確認ください。☎次のすべてを満たす事業者。①清瀬市内に主たる事業所がある中小企業者またはフリーラン

スを含む個人事業者②国の「月次支援金」または都の「東京都中小企業者等月次支援給付金」の給付を受けた事業者③今後も事業を継続する意思を有している

【給付金額】一律10万円(1事業者1回)【申請方法】2月28日(消印有効)までに簡易書留などの配達記録が残る方法で〒204-0022松山2-6-23 清瀬商工会へ

☎清瀬商工会 ☎042-491-6648、産業振興課産業振興係 ☎042-497-2052

「よろず相談会」は3月8日(火)で終了します

市では清瀬商工会と連携し、コロナ禍の影響を受けている市内の中小・小規模事業者を支援するために、専門家による各種助成事業の申請などの「よろず相談会」を開催しています。相談日前日の午前中までの予約制となっていますので、必ず電話で事前にお申し込みください。また当相談会は3月8日(火)で終了いたしますので、コロナ禍の影響を受けており事業運営等の相談を検討されている市内の中小・小規模事業者の皆さまは期日までにご相談ください。

☎令和4年3月8日までの毎週火曜日(火曜日が祝日の場合はその週

の月曜日に実施)午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)

【相談時間】1時間 ☎清瀬商工会(松山二丁目)

【相談できる内容】月次支援金、雇用調整助成金、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金などの新型コロナウイルス感染症に関連する各種施策の申請、新しい生活様式に対応した新たな事業計画の策定など

【相談に対応する専門家】中小企業診断士、社会保険労務士など ☎相談日の前日午前中までに電話で清瀬商工会 ☎042-491-6648へ

忘れていませんか？ 令和3年度 高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種費用一部補助は3月31日(木)までです！

右記の対象者で接種を希望する場合は、市から送付している予診票と身分証明書を持参のうえ、市内指定医療機関にてお早めに接種を受けてください。なお、新型コロナウイルスワクチンを接種した場合は、それぞれ2週間以上の間隔を空けて接種する必要がありますので注意してください。☎次のすべてを満たす方。①接種日において市に住民登録がある方②23価肺炎球菌ワクチンを今まで一度も接種したことがない方③令和3年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方。または60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能

に自己の身の日常生活の活動が極度に制限される程度の障害や、ヒト免疫不全ウイルスにより、日常生活がほとんど不可能な程度の免疫機能障害がある方

☎3月31日(木)まで【接種回数】1回 ☎費2,500円(生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援給付対象者は減免制度あり)【接種場所】市指定医療機関 ☎市から送付している予診票(お手元がない方は下記までお問い合わせください)・身分証明書(運転免許証や保険証など)・接種費用・生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付対象者受給証明書(受給の方のみ) ☎健康推進課健康推進係 ☎042-497-2075

令和3年度第3回全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験を実施

大規模災害などの発生時に国からの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(Jアラート)を使用した情報伝達試験が、全国一斉に行われます。市内でもすべての防災行政無線を起動し、試験放送を行いますのでご了承ください。【実施日時】2月16日(水)午前11時

◆試験放送の内容

(上りチャイム音)「これはJアラートのテストです(3回繰り返し)。こちらは防災清瀬です。」(下りチャイム音)

☎防災防犯課防災係 ☎042-497-1847

